

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

(番号ポートビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定事業者」という。）は、この省令の公布の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定により届け出ている接続料款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができ、

3 総務大臣は、施行日前においても第三條ただし書の規定に基づき承認を行うことができる。

(経過措置)

4 第二種指定事業者は、施行日までに附則第二項の規定による届出をしない場合は、この省令の公布の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続料款について、この省令の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

5 この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続料款は、前項の変更届出があるまでの間は、この省令の規定に合致しているものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項及び第四十七条第一項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第五第一号の表写真科の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング科	
ビルクリーニング一般 ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気 関係法規 安全衛生	一五〇 一一

別表第五第二号の表写真科の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング科	
ビルクリーニング一般 ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気 関係法規 安全衛生	一五〇 一一

別表第五第三号の表ビルクリーニング科の項を削る。
別表第十一の四写真の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング

一級、二級、三級、基礎一級及び基礎二級

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「職種」の下に（等級の区分が一級のものに限る。）を加える。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第三条 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表知的財産管理の項中「一般社団法人知的財産教育協会」を「一般財団法人知的財産研究教育財

団」に改め、同表ビルクリーニングの項中

二 学科試験

を

- 一 実技試験
- 二 学科試験
- 三 基礎一級
- 四 基礎二級
- 五 実技試験
- 六 学科試験
- 七 実技試験
- 八 学科試験
- 九 実技試験
- 十 学科試験

施行期日

(訓練基準に関する経過措置)

(技能検定に関する経過措置)

2 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種の一欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

第四条 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第二条の規定による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の適用については、新規規則表第十一の四の検定職種の欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省農林水産省国土交通省令第三号）
の一部を次のように改正する。

第六条中「独立行政法人水資源機構法施行令」の下に「（以下この条において「機構法施行令」という。）を加える。

第六條の表利根導水路建設事業の項を次のように改める

武蔵水路改築事業	武蔵水路（大分水工から上星川伏越までの区間に限る。）	国土交通大臣
----------	----------------------------	--------

豊川用水二期事業

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の對象である施設（指定工事（機械法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ）に係るものを除く）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る）		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

○經濟產業省令第四十五号

平成二十八年三月二十九日

第一章 總則（第一條）第二章 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等（第二条）

第五条

第二章 沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等（第六条）

附錄

第二章 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く）に係る部門別収支の整理等

(部門別収支の整理等)

第二條　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という）を除く。以下「事業

者」といふのは、改正法附則第十六条第三項の規定によりなほその效力を有するものとして読み替へる適用される改正法第一條の規定による改正前の法（以下「旧法」といふ。）第三十四條の二第一

項の規定により、業務上之に区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が「行う全ての事

業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2 事業者は、別表第一6.(9)に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基

準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け

出なければならぬ。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3 第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理する

ことが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出た

ときは、当該基準により様式に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該

基準を公表しなければならない